

神奈川県肥料高騰対策費補助金 Q & A

(2023年11月21日時点)

神奈川県環境農政局農水産部農業振興課

【1 総論（農業者からの質問など）】

Q1-1 本事業の趣旨や仕組みを教えてください。

A1-1 肥料価格の高騰による農業経営への影響を緩和するため、化学肥料の令和3年度比で2割低減に向けて取り組む農業者に対し、低減の取組を行った上で生じた令和3年度からの肥料費の上昇分の5割の支援金を交付するものです。

交付の仕組みとしては、神奈川県燃油・肥料高騰対策協議会が事業実施主体となり、農業者グループ（取組実施者といいます。）に対して、県協議会から支援金を交付することとしています。

Q1-2 本事業では、いつからいつまでに購入した肥料が対象になるのか。

A1-2 支援対象となる肥料費は、令和5年度の秋肥として購入したもの又は購入することが確実と見込まれるものを対象とします。

このため、原則として令和5年6月～10月に注文した肥料であり、注文時期がわかるもの（注文票など）に加え、領収書または請求書が必要です。

ただし、令和4年度の秋肥の際に神奈川県肥料高騰対策費補助金の補助実績がある農業者の場合は、原則として令和4年度の秋肥の申請に用いた肥料の代金をもとに補助額を算出するため、上記の注文票等は不要です。

Q1-3 本事業において、交付額に上限はあるのか。

A1-3 上限はありません。ただし、令和5年度の秋肥として、申請した農業者が自ら農業経営に使用する肥料以外は対象となりません。

【2 取組実施者、参加農業者】

Q2-1 新規就農者のために農産物の販売実績がない農業者が使用する肥料費は支援金の対象になるのか。

A2-1 新規就農者であって農産物の販売実績がない場合であっても、例えば農業経営基盤強化促進法に基づく認定新規就農者であるなど、購入した肥料を使用した農産物の販売が見込まれることが明らかな場合は、当該肥料費を支援金の対象とすることができます。

Q 2-2 取組実施者となるための要件を教えてください。

A 2-2 「農業者の組織する団体」が、取組実施者となります。具体的には、5戸以上の農業者が参加していること、代表者の定めがあり、規約・規程類が整備されていること等が要件となります。

例えば、農協の営農部会や出荷団体のほか、同じ肥料販売店から購入している方の集まりなど任意の組織でも取組実施者となることができます。

Q 2-3 取組実施者に参加できる農業者に、具体的な要件などはあるのか。

A 2-3 肥料費の支援を通じて農業経営への影響を緩和することが本事業の目的のため、参加農業者は、農業経営を行う者である必要があります。このため、原則として農産物の販売実績（自給飼料を生産する畜産農家は畜産物の販売実績）があることが前提となりますので、取組実施者において参加農業者の販売伝票などを確認してください。

Q 2-4 農業法人は、単独で取組実施者になれるのか。

A 2-4 事務負担の軽減等の観点から、基本的には、農業法人であっても他の農業者と同様に農協や肥料販売店などでまとめて事業にグループ申請してください。

ただし、他の農業者とグループを構成して申請することが難しい場合であって、農業法人において農作業に従事する構成員や従業員が5人以上いる場合は、単独で取組実施者となり申請することも可能です。

Q 2-5 支援金の申請を行った後に、参加農業者の一部が死亡する等やむを得ない事情で受益農業者が5人未満となった場合、取組実施者全体が支援を受けることができず、できないのか。

A 2-5 支援金の申請後にやむを得ない事情で参加農業者が5人未満となった場合でも取組を実施した農業者に対しては支援が行うことができるものとします。

Q 2-6 取組実施者内のすべての農業者が申請した低減の取組を行わなければ、取組実施者全体が支援を受けることができなくなるのか。

A 2-6 申請した低減の取組を実施しなかった農業者に支援金は交付できませんが、その他の農業者については交付対象となります。

Q 2-7 肥料を販売する民間事業者が、支店や販売員等の単位で複数の取組実施者となることは可能か。

A 2-7 取組実施者ごとに5戸以上の農業者が参加していれば可能です。この場合、取組計画書（要領参考様式第1-1号の別添）については、

- ① 「取組実施者名」欄は、当該民間事業者名に括弧書きで地区名など判別できる情報を追記したもの
- ② 「代表者の役職・氏名」欄は、当該民間事業者の代表取締役社長など代表者の役職・氏名
- ③ 「取組実施者の住所」欄は、当該民間事業者の本社所在地
- ④ 「事業担当者の連絡先」欄は、取組実施者毎の事務担当者名や連絡先等を記入してください。

【3 低減の取組】

Q3-1 化学肥料の低減に向けた取組としてどのような取組を行う必要があるのか。既に取組を実施している農業者は支援の対象となるのか。

A3-1 本事業では、さまざまな取組メニューの中から、令和5年度または令和6年10月末日までのうちに2つ以上に取り組むこととしています。

その際、これまで既に取り組んでいるものもカウントできます（その場合、1つ以上は、新しい取組、従来の取組の強化・拡大を含むようにしてください。）

ただし、令和4年度の秋肥の際に神奈川県肥料高騰対策費補助金の補助実績がある農業者の場合は、原則として、令和4年度の申請の際に選択した取組メニューに引き続き取り組むこととし、参考様式第3号の提出を求めません。取組内容を令和4年度から変更したい場合は、新たな取組内容を記載した参考様式第3号の提出をお願いします。

Q3-2 有機栽培のため化学肥料を使用していない場合や、既に化学肥料の5割以上低減を達成しており、更なる化学肥料の低減が難しい場合は、本事業の支援は受けることができないのか

A3-2 既に、化学肥料の低減に相当程度の実績がある農業者、すなわち、

- ① 有機栽培を行っている農業者や、
- ② 環境保全型農業直接支払交付金の交付を受けている、都道府県等の特別栽培農産物の認証を受けているなど、化学肥料の大幅な低減を実現している農業者

は、既に取組メニューに示された取組が行われており、その維持・強化に向けて継続的に取り組まれているものと考えられます。このため、令和5年度においても、有機農産物の認証を受けている、環境保全型農業直接支払いの交付を受けているなど、全作付面積の半分以上を占める作物（以下「代表的な作物」という）又はこれに準ずる作物群のうちの2品目以上で化学肥料の2割縮減を大幅に超える対応が行われていることを証明できる場合は、これを確認することで、取組要件を満たしているものとします。

Q 3-3 有機栽培農家等について、認証を受けている証明書を確認できれば化学肥料低減計画書の提出は不要か。

A 3-3 有機栽培等化学肥料低減に相当程度の実績がある参加農業者についても、化学肥料低減計画書の提出は必要です。

この場合、①化学肥料低減計画書の作付概要欄に有機栽培等に取り組む作物を「キャベツ（有機）」等と記入した上で、②有機栽培等に取り組んでいることを証明する書類（有機農産物認証書等）を提出してください（取組のチェック欄は空白のままです）。

Q 3-4 養液栽培を行っている場合は、適用できる取組メニューが少なく感じるが、どのような取組を行えばよいのか。

A 3-4 養液栽培においては、例えば、養液の成分残量等を確認して養液の成分濃度を管理することで「ア）土壌診断による施肥設計」に該当するほか、成分割合の改善や養液交換の時期を延長することで「セ）施肥量・肥料銘柄の見直し」に該当すると考えられます。

Q 3-5 化学肥料の低減に向けた取組は、すべての作物、すべての面積に対して実施する必要があるのか。

A 3-5 化学肥料の低減に向けた取組については、その申請において支援金の算定に用いた肥料を使用する作物（例えば、秋肥の申請においては、秋肥を使用する作物）で取り組んでください。

前述の作物の作付面積の合計の半分以上を占める作物（代表的な作物）があれば、その作物で取り組んでいけばよいこととします。多品目の作付けを行っており、代表的な作物がない場合は、これに準ずる作物群のうち2品目以上で取り組んでいけばよいこととします。

取組の実施面積についての規定はありませんが、既に行っている取組の場合、その面積を拡大すれば取組の強化に該当します。

Q 3-6 化学肥料低減計画書の作付概要欄の記載について、作付面積についてはすべての作物について記載する必要があるのか。

A 3-6 その申請において支援金の算定に用いた肥料を使用する作物のうち、取組を行う作物について記載してください。その他の作物についてはまとめて「その他」として記載し、合計欄にはすべての作物の作付面積の合計を記入してください。

Q 3-7 すべての作物に施用する肥料が対象となるのか。

A 3-7 飼料作物を含め、作物生産に施用するものが対象となります。

Q 3-8 畑作物や野菜等の条施肥（作条施肥）は局所施肥技術に含まれないのか。

A 3-8 一般に全層施肥を行う作物について、条施肥を行う場合は、局所施肥技術に含めるものとします。

Q 3-9 土壌診断は、必ずしも一筆ごとの実施は必要ないものとされているが、どの程度の密度で行われていけばいいのか。

A 3-9 土壌診断の密度は、地域の作物や土壌の条件によって異なるため、一律の基準は設けていません。農業者や地域ごとに適正な施肥量を把握する上で必要な密度を確保してください。既に土壌診断を行っている取組の場合、より精緻な情報を得るほど節減の効果も得られやすいことからその密度を高くすることや診断結果を基に施肥を改めて見直せば、取組の強化に該当します。

Q 3-10 土壌診断により施肥設計を見直し、施肥低減に取り組んだのにも関わらず、結果として施肥量が増加した場合、支援を受けることができるのか。

A 3-10 本対策は、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者に支援金を交付するものであることから、新たに土壌診断に取り組んだものの、結果として化学肥料の節減に結びつかない場合も支援対象となります。

Q 3-11 低成分肥料とは具体的にどのようなものか。

A 3-11 リン酸、加里成分の施肥量を容易に減らせることができるよう、予めこれらの成分の含有量を減らした複合肥料や、慣行の銘柄よりも窒素、リン酸、加里成分の総量が低い複合肥料を指します。また、農業者等が自ら単肥を配合したものもこれに含まれます。地域や作物によって、これまで広く使用されてきた肥料の成分含有量は異なることから、農業者が自ら慣行の銘柄よりも肥料成分が低い肥料を使用したことを説明できるよう書類等を残しておいてください。

Q 3-12 有機質肥料が配合された化成肥料、配合肥料等の購入費も支援金の算定に算入されるのか。

A 3-12 原則として、肥料法における肥料に該当するものについては、支援金の算定に用いる肥料費に算入することができます。

Q 3-13 有機質肥料と低成分肥料の両方の特徴を持つ肥料のように、1つの取組を2つの取組としてカウントしてよいか。

A 3-13 1つの取組で複数の取組に該当する場合には、該当する取組のうちいずれか1

つの取組として計画を作成してください。(2つの取組としてカウントすることはありません。)

Q 3-14 対策の要件が公表された時点で、既に秋肥の施肥が開始されており、実施できる取組が限定されている場合はどうすればよいのか。

A 3-14 本事業では、令和6年10月末日までに、実施要領に定めた化学肥料の低減に向けた取組を行えばよいこととしています。

Q 3-15 肥料低減の取組の確認はどのように行うのか。

A 3-15 取組実施者は、令和6年の実績報告の際に、令和6年10月末日までの化学肥料低減の取組結果(取組の実績)を県協議会に報告してください。

また、県協議会は、これらの報告が正しく行われているか、取組実施者の5%程度を抽出し、現地確認の調査を行いますので、支援を受けた農業者は、取組内容がわかる書類等(土壌診断の診断結果、施肥設計書、購入肥料の伝票、作業時の写真等)を保管しておいてください。

Q 3-16 取組実施者でまとめて肥料低減の取組を実施する場合は、実施農業者ごとに計画書を提出しなくてもよいのか。

A 3-16 取組実施者単位で、施肥設計や肥料銘柄を見直す、堆肥を導入するなど、地域や品目の実状に応じた低減の取組を考え、まとめて取り組むことは、化学肥料の低減を進める上で効果的な取組であると考えています。

実施農業者ごとに計画書を提出することが基本ですが、農業者グループで統一的な取組を行っている場合で、各農家が確実に取り組むことや必要な情報(農家毎の作付面積、確実に肥料を購入して自ら使用することの確約)が確認できれば、まとめて計画書を提出することも可とします。

Q 3-17 参加農業者が作成する化学肥料低減実施報告書の「今後の取組」欄にはどのような内容を記入する必要があるのか。

A 3-17 本事業は、実施要領第1に定めるとおり、令和6年度において、「化学肥料の使用量の低減に向けて継続的に取り組むための取組計画を作成させること」を成果目標としているため、参加農業者においては、化学肥料低減実施報告書の「今後の取組」欄に、令和6年度11月以降も継続するメニューに「○」を付けて提出する必要があります。

その際、「令和6年10月末日までの取組」欄には既に2つ以上の「○」が付されているため、「今後の取組」欄においても少なくとも2つ以上の「○」を付してください。

その上で、可能な範囲で、新しい取組又は従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)

が含まれるよう、化学肥料の低減に一層積極的に取り組んでいただきたいと思います。

【4 支援金の算定】

Q 4-1 支援金の算定方法を教えてください。

A 4-1 化学肥料2割低減に取り組んだ際の「事業期間の肥料費」と「基準期間の肥料費」の差額の5割を支援します。具体的には、以下の算定式で算定します。

支援額 = (「事業期間の肥料費」 - 「基準期間の肥料費」) × 0.5

「基準期間の肥料費」 = 「事業期間の肥料費」 ÷ 「価格高騰率」 ÷ 「使用量低減率」

「価格高騰率」はJA全農発表の高度化成を基準とした令和3年秋肥から令和5年秋肥の価格高騰率である1.23を用い、「使用量低減率」は本年の化学肥料低減によって見込まれる削減率として0.9を用います。

「事業期間の肥料費」の算出には、

今回初めて肥料高騰対策費補助金を申請する農業者については、領収書等を用います。

令和4年度の秋肥の際に肥料高騰対策費補助金の補助実績がある農業者については、

「事業期間の肥料費」 = 「令和4年度の秋肥の補助金の申請に用いた肥料の代金」 ×

「令和4年度の秋肥から令和5年度の秋肥の価格変化率」 ×

(令和5年度の秋肥を利用した作付面積 / 令和4年の秋肥を利用した作付面積)

を原則として用います。

その際、「令和4年度の秋肥から令和5年度の秋肥の価格変化率」はJA全農発表の高度化成を基準とした令和4年秋肥から令和5年秋肥の価格高騰率である0.792を用います。

Q 4-2 支援金の額の算定方法について、端数処理はどの段階でどのように行うのか。

A 4-2 農業者ごとの支援金の額の算定方法は、次のとおり行うものとします。

支援金の額 = (事業期間の肥料費 - 基準期間の肥料費※) × 0.5

※基準期間の肥料費 = 事業期間の肥料費 ÷ 高騰率 ÷ 0.9

※令和4年度の秋肥の際に肥料高騰対策費補助金の補助実績がある農業者の場合は原則として

事業期間の肥料費 = 「令和4年度の秋肥の補助金の申請に用いた肥料の代金」 ×

「令和4年度の秋肥から令和5年度の秋肥の価格変化率」 ×

(令和5年度の秋肥を利用した作付面積 / 令和4年の秋肥を利用した作付面積)

支援金の額の算定に当たっては、「基準期間の肥料費」の算定段階では端数調整を行わず、「支援金の額」の算定段階で小数点以下を切り捨てて円単位で端数調整することが基本となります。なお、手計算等によって算定する場合は、「基準期間の肥料費」の算定段階で小数点以下を切り上げて円単位で端数調整することは可能ですが、その場合も「支援金の額」の算定段階でさらに小数点以下を切り下げて円単位で端数調整してください。

Q 4-3 令和4年度の秋肥の際に肥料高騰対策費補助金の補助実績がある農業者の場合、申請時に記入する作付面積は、どのような書類をもとに記載すればよいのか。

A 4-3 確定申告書の収支内訳書に記載されている作目のうち、秋肥を用いた作目の作付面積について、令和4年分の確定申告に記載した、または令和5年分の確定申告に記載する予定の値をもとに申請することが考えられます。春肥と秋肥で同じ作目を作付けしている場合、秋肥を用いた作型の面積をもとに申請してください。

所得20万円以下等の理由で確定申告を行っていない場合等は、農作業日誌や生産履歴記帳など作付面積の分かる資料、または自ら把握している作付面積の値を申請してください。

必要に応じて作付面積の根拠資料を確認いたします。令和5年度の秋肥を実際に用いた作付面積よりも広い面積を申請に用いる、令和4年度の秋肥を実際に用いた作付面積よりも狭い面積を申請に用いるなどの不正行為が明らかになった場合は、支援金の返還を求めることとなります。

Q 4-4 支援金の算定に用いる肥料費は、どのような書類で確認するのか。

A 4-4 今回初めて神奈川県肥料高騰対策費補助金を申請する農業者については、支援金の算定に用いる肥料費は、令和5年度の秋肥として購入したもの又は購入することが確実と見込まれるもので算定し、支払額を決定することとしています。

このため、支払額の決定には、①対象となる肥料の代金であること、②令和5年6月から10月（以下「対象期間」といいます。）に注文したものであること、③当該農業者が肥料代金を支払ったか、当該農業者に現に支払義務が発生していることが確認できる書類の確認が必要です。

このうち、②については、注文時期がわかる注文書等、③については、領収書か請求書のいずれかが必要となります。同等の機能があれば、肥料販売事業者が作成した請求額の一覧など、一覧か個票かなどの形態は問いません。

予約せずに肥料を購入した場合は、対象期間に購入した肥料代金を支援金の算定に使用しますので、購入時期がわかる請求書又は領収書などを提出してください。

また、原則として、令和5年6月より前に注文した肥料は対象外であり、仮に6月

以降に支払いを行っても支援対象とならないのでご注意ください。

ただし、令和4年度の秋肥の際に神奈川県肥料高騰対策費補助金の補助実績がある農業者の場合は、原則として令和4年度の秋肥の申請に用いた肥料の代金をもとに補助額を算出するため、上記の注文票等は不要です。

Q4-5 ホームセンター等で発行されたレシートに肥料の種類が記載されていない場合、肥料法に基づく肥料であるかは、どのように確認するのか。

A4-5 一般にホームセンター等で発行されたレシート等には、肥料の銘柄等が記載されていると考えますが、仮にこれが確認できない場合は、化学肥料低減計画書（いわゆるチェックシート）において、領収書記載のものが肥料であることを自ら「確約」していることを前提に、農業者が肥料法に基づく肥料であることを自ら申告することにより、確認するものとします。

具体的には、農業者が肥料袋に記載された生産業者保証票等から「肥料の名称」及び「登録番号」を領収書又はその添付書類に記入し、肥料法に基づく登録・届出があるかを確認することとしてください。

Q4-6 申請書等に記載する肥料費は消費税込みでよいのか。

A4-6 消費税込みの購入費を支援金の算定に用います。

Q4-7 受益農業者の耕作地が他県にもある場合、これに係る肥料費も支援対象となるのか。

A4-7 他県にある耕作地に使用する肥料の肥料費を含めて支援金の算定に用います。

Q4-8 令和5年6月から10月までに購入する肥料費に対する市町村等の補助金等を受けている場合の、県の支援金の算定方法を教えてほしい。

A4-8 令和5年6月から10月までの間（対象期間）に農業者が購入した肥料費に対して、地方自治体からの補助金等が交付されているか、今後交付されることが決定しており、本事業における支援金とこれらの補助金等が重複している場合は調整が必要です。

重複とみなす補助金は、対象期間に農業者が購入した肥料費に対するものですので、

- ① 肥料費分を区分せずに肥料以外のコストを含めて支払われた補助金等
- ② 対象期間以外の肥料費に対して支払われた補助金等

については、本事業の支援金の調整の対象とはなりません。

肥料費の上昇分の5割を超えて補助されている場合は、以下の算定式により算出される調整額を、本事業における支援金の額から控除したものが支援金の額となります。

(調整額が負の数の場合の調整額は0となります。)

調整額

=補助金等の額－{(事業期間の肥料費－事業期間の肥料費÷1.23÷0.9)×0.5}

なお、国や地方自治体からの補助金等が支援対象とした肥料費の期間が、対象期間と一部だけ重複しており、かつ、調整額が「0」とならない場合は、個別に調整額を検討する必要があることから、県協議会に御相談ください。

Q 4-9 取組実施者に参加する農業者のほとんどが低減の取組を実施している場合、取組を行わない一部の農業者がいても、全員に支援金を交付してよいのか。

A 4-9 支援金を受ける参加農業者については、化学肥料の低減の取組を行うことが必須の要件となります。

Q 4-10 令和5年6月より前に購入した肥料代金や予約注文した肥料代金は、支援金の算定の対象となるのか。

A 4-10 今回の対策では、令和5年6月から10月までの間(対象期間)に適用された価格で購入した肥料代金が、支援金の算定の対象となります。

このため、対象期間より前に請求書や領収書を受領した肥料代金は支援金の算定の対象になりません。

また、対象期間に請求書や領収書を受領した肥料代金であっても、対象期間より前に予約注文したものや納入・使用した肥料代金は支援金の算定の対象になりません。

ただし、対象期間よりも前に予約注文を行った場合でも、注文当時は価格が決定しておらず令和5年6月以降に価格が決定した場合など、対象期間に適用された価格で購入された肥料代金であれば、支援金の算定の対象となります。

なお、令和4年度の秋肥の際に神奈川県肥料高騰対策費補助金の補助実績がある農業者の場合は、原則として、令和4年度の秋肥の申請に用いた肥料の代金をもとに支援金を算定します。

Q 4-11 支援金の算定に用いる肥料費について、農協や肥料販売店が各種の割引を行う場合の注意点について教えてほしい。

A 4-11 この支援金は、本年秋肥の価格の高騰により、これを購入した農業者の農業経営に及ぼす影響を緩和するために措置するものです。このため、支援金の交付を受け、領収書等に記した金額を支払った後に、販売店等から金品を受け取る行為は禁止されています。

例えば農協では肥料の早期予約者や大口契約者などに対して後戻し奨励金が措置

されている場合がありますが、支援金の算定に用いる肥料費（請求書等の額）は、当該奨励金等を控除した後の肥料代金とする必要があります。

ただし、肥料など資材の購入の有無に係わらずすべての正組合員に対して一定の金銭又は作付面積に応じた金銭を供与する場合や、本事業の支援金の対象期間以外の肥料費に基づいて金銭を供与する場合は、一般に当該控除の対象にはならないと考えています。（なお、農協において剰余金の処分として行われる事業分量配当等についても、一般に当該控除の対象にはならないと考えています。）

【5 申請・支払関係】

Q 5 - 1 取組実施者は、補助金の受け入れ用に、組織名義の口座を持たなくてはならないのか。

A 5 - 1 組織名義の口座を持つ必要があります（必ずしも、専用口座である必要はありません）。

Q 5 - 2 取組実施者に対して概算払を行うことはできるのか。

A 5 - 2 取組実施者への概算払を、農業者が実際に負担する肥料費の裏付けがないままに行うと、支援金の返還など多くの事務負担が発生することが予想されます。

このため、今回の対策では概算払いを行わない代わりに、領収書のみならず、請求書でも支援額を確定できる仕組みとしています。

Q 5 - 3 取組実施者に交付され、その後参加農業者に配分された支援金は、税制上どのように扱えばよいのか。

A 5 - 3 通常の補助金と同様、参加農業者は、取組実施者から配分された支援金を農業所得の雑収入として取り扱うこととなると考えています。